

## 労働基準情報

### 使用証明作成か？ 条文見ると退職証明書

**労基**


総務課に勤務していますが、退職した従業員から、「使用証明」の作成依頼がありました。労基法の条文を見ると、退職時の証明に似ているようです。「使用証明」という名称にこだわる必要はないという理解で良いのでしょうか。



#### A 5項目のうち請求事項を

退職者が、使用期間、退職の事由等について証明書を請求した場合、使用者は遅滞なく交付する義務を負います（労基法22条1項）。通常は、労働者が次の就職に役立たせる等の目的で、それまで勤務していた会社に請求します。交付が遅れると労働者の就業を妨害する恐れがあるため、「遅滞なく」とは、「可及的速やかに」と解されています（労基法コンメンタール）。

現在、労基法22条1項では証明すべき事項を次のとおり定めています。

①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤退職の事由（解雇の場合はその理由を含む）

このうち⑤は、平成10年の労基法改正（同11年施行）で追加されたものです。その際に条文の題も「使用証明」から「退職時等の証明」に改められました。

ちなみに、平成15年の改正（同16年施行）により、労基法22条2項として「解雇理由証明書」に関する規定が挿入されました。これは、解雇予告日から退職日までの間に、労働者が解雇理由の証明を請求した場合、使用者に交付義務を課すものです。

厚労省では、これらの証明書についてモデル様式を公開しています。



### 負担金の徴収あったか 通勤災害で2週間療養

**労災**


通勤災害に遭い2週間ほど休んで治療しましたが、今は全快して職場に復帰しています。業務上の災害ではなかったのに、少額の負担金を取られたのではないかと多少事情に詳しい同僚から尋ねられました。病院ではそうした名目でお金を払った記憶がありませんでした。後から、別途請求されるようなことがあるのでしょうか。



#### A 休業給付から差し引かれる

通勤災害により療養給付を受ける場合は、業務上の災害に基づく療養補償給付と異なり、被災労働者からも原則200円を「一部負担金」として徴収することになっています（労災法31条2項）。

これは、通勤災害が事業主の支配・管理下で発生するものではない点で業務上災害とは性質が異なるものの、給付の内容が実質的に業務上災害とほぼ同じであるため、公平の見地から、保険料を全額負担する事業主だけでなく、受益者である労働者も費用を一部負担すべきとして設けられた制度です。ただし、第三者行為災害など負担を除外される場合もあります。

直接費用を徴収された覚えがないのは、治療のため就労しなかった日に支給される最初の休業給付から一部負担金が差し引かれていたため（同法22条の2第3項）、気が付かなかったものと考えられます。